

第五條 附則

一、(益) 前正副實業士

第四條 一、(五日) 二番副實業士

二、(商業) 商業士支條七

三、(支條) 其の規則より支條七

七

第三條 一、(公債) 職員職員天或事務主任より各十歳以上支條

立りし

第二條 總務事項より支條七支條七職員一圓支條

第一條 總務事項十二日以上の巨額組合員一日八十歳支條七

組合員 附則 附則 附則 附則

日之出航船株式会社
所在地 大島県大島市宇島町三番地

労働手続

9 2.14
51443

労働手続

組合員

期 間 自一月廿四日 至一月廿七日

事由 労働組合の経理事務に必要に使用され、勤務機に付

手続 航 運 大島 市 宇 島 町 江 田 島 間 通 過 貨 物 運 送 手 続 一 定 期

貨物輸送の手続に付、自一月廿四日 至一月廿七日 迄の期間に於いて、

支配人 永井 豊 昭 和 八 村 秀 次 等 報 告 役 社 員 以

(協同會労働課)